

富士宮市市街化調整区域空き店舗等利活用事業費補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、市街化調整区域のコミュニティの維持及び活性化を図るため、空き店舗等利活用事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項の市街化調整区域に存する第5次富士宮市総合計画に定める政策推進エリアの集落拠点地域をいう。
- (2) 改修工事等 市内に本店がある法人又は市内に住民登録がある個人事業者による改修工事、建築工事又は備品購入をいう。
- (3) 空き店舗等 市街化調整区域内に所在し、かつ、利活用されていない状態にある店舗又は市長が認める土地をいう。
- (4) 補助対象店舗 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に定める小売業、宿泊業又は飲食サービス業の用に供する市長が認める店舗で、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等に該当する店舗
 - ウ 都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している店舗
- (5) 空き店舗等利活用事業 次のいずれかに該当する事業をいう。ただし、移転して行うものを除く。

- ア 空き店舗等に改修工事等を実施して補助対象店舗を経営する事業
 - イ 空き店舗等に改修工事等を実施して補助対象店舗を経営しようとする者に貸し出す事業
- (補助の対象等)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗等利活用事業を行う者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本市における市税の滞納がないこと。
- (2) 国、県及び市による同種の補助を受けていないこと。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗等利活用事業に係る改修工事等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 改修工事にあつては、建物の改修工事、設備設置工事その他店舗の改修に必要となる工事に要する経費
- (2) 建築工事にあつては、基礎工事、主体工事その他店舗の建築に必要となる工事に要する経費
- (3) 備品購入にあつては、厨房用機器、室内機器その他開業に伴い必要となる備品購入に要する経費

3 この要綱に基づく補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和6年4月1日以降に実施した空き店舗等利活用事業について適用する。